

3. たばこ

(1) 現状と課題

喫煙は、世界保健機構（WHO）による非感染性疾患対策の対象疾患であるがん、循環器疾患（脳卒中、虚血性心疾患）、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、糖尿病に共通した主要なリスク要因です。

喫煙の状況

喫煙率の減少は、喫煙による健康被害を確実に減少させる最善の解決策であり、多くの疾患の発症や死亡を短期間に減少させることに繋がります。

令和5年度第3期中札内村健康増進計画等策定のアンケート調査によれば、喫煙者の割合は男性が29.5%で、平成30年度から増加しています。一方で、女性は7.2%と減少傾向にあります（表1）。同調査によれば、禁煙意志を有する20歳以上の男性は28.0%です。（表2）

ニコチンが含まれるたばこは依存性があり、自己意志だけでは禁煙を継続することが難しい場合もあります。たばこをやめたいと願っている人や、健康診断の結果から喫煙による生活習慣病のリスクが高いと判明した人には、禁煙をサポートし、禁煙治療の情報提供などが必要です。

表1 喫煙習慣（20歳以上）

(男性)	20～39歳		40～64歳		65～74歳		計	
	H30	R5	H30	R5	H30	R5	H30	R5
非喫煙	52.9% (9人)	57.9% (11人)	29.2% (7人)	41.0% (16人)	26.7% (4人)	43.3% (13人)	35.7% (20人)	45.5% (40人)
過去喫煙(卒煙)	17.6% (3人)	10.5% (2人)	33.3% (8人)	23.1% (9人)	66.7% (10人)	36.7% (11人)	37.5% (21人)	25.0% (22人)
現在時々喫煙	0.0% (0人)	5.3% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	1.1% (1人)
現在毎日喫煙	29.4% (5人)	26.3% (5人)	37.5% (9人)	35.9% (14人)	6.7% (1人)	20.0% (6人)	26.8% (15人)	28.4% (25人)

(女性)	20～39 歳		40～64 歳		65～74 歳		計	
	H30	R5	H30	R5	H30	R5	H30	R5
非 喫 煙	80.6% (25 人)	84.4% (27 人)	54.3% (25 人)	76.6% (36 人)	71.4% (15 人)	78.1% (25 人)	66.3% (65 人)	79.3% (88 人)
過去喫煙(卒煙)	12.9% (4 人)	12.5% (4 人)	28.3% (13 人)	14.9% (7 人)	14.3% (3 人)	12.5% (4 人)	20.4% (20 人)	13.5% (15 人)
現在時々喫煙	3.2% (1 人)	3.1% (1 人)	2.2% (1 人)	0.0% (0 人)	4.8% (1 人)	0.0% (0 人)	3.1% (3 人)	0.9% (1 人)
現在毎日喫煙	3.2% (1 人)	0.0% (0 人)	15.2% (7 人)	8.5% (4 人)	9.5% (2 人)	9.4% (3 人)	10.2% (10 人)	6.3% (7 人)

資料：令和 5 年度 第 3 期中札内村健康増進計画等策定に係るアンケート調査

表 2 禁煙意思(20 歳以上)

	男性				女性			
	20～39 歳	40～64 歳	65～74 歳	計	20～39 歳	40～64 歳	65～74 歳	計
やめたい	50.0% (3 人)	15.4% (2 人)	33.3% (2 人)	28.0% (7 人)	0.0% (0 人)	0.0% (0 人)	0.0% (0 人)	0.0% (0 人)
本数を減らしたい	16.7% (1 人)	30.8% (4 人)	33.3% (2 人)	28.0% (7 人)	0.0% (0 人)	25.0% (1 人)	33.3% (1 人)	25.0% (2 人)
やめたくない	33.3% (2 人)	23.1% (3 人)	16.7% (1 人)	24.0% (6 人)	0.0% (0 人)	50.0% (4 人)	33.3% (1 人)	37.5% (3 人)
わからない	0.0% (0 人)	30.8% (4 人)	16.7% (1 人)	20.0% (5 人)	100.0% (1 人)	25.0% (1 人)	33.3% (1 人)	37.5% (3 人)

資料：令和 5 年度 第 3 期中札内村健康増進計画等策定に係るアンケート調査

受動喫煙の割合の低下について

平成 30 年における健康増進法の改正により、受動喫煙防止対策が強化されました。それに加え、北海道では令和 2 年 3 月に「北海道受動喫煙防止条例」が制定され、全ての人が望まない受動喫煙を防ぐため、「受動喫煙ゼロ」の実現を目指し、防止対策が積極的に推進されています。

妊娠中の喫煙をなくす取り組み

妊娠中の喫煙は、妊婦自身の妊娠合併症などのリスクを増加させるだけでなく、胎児の発育遅延や低出生体重、出産後の乳幼児突然死症候群の発症リスクも高まります。

そのため、妊娠中の喫煙を排除することは、周産期死亡率や低出生体重児の割合の減少にとって極めて重要です。母子手帳の発行時の問診においては、年度により変動はありますが、数名の喫煙者が報告されています(表 3)。

しかしながら、次世代を担う健康な子どもを産み育てるためには、妊娠中の喫煙や受動喫煙が母体や胎児、乳幼児に与える影響について、適切な情報提供が不可欠です。家族全体が妊娠、出産、子育てにおいて禁煙に取り組むことができるよう、正確な知識の普及が求められています。

表 3 母子手帳交付時の喫煙状況

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
妊 娠 届 数	26人	33人	27人	31人	20人
喫 煙 数	0人	1人	1人	0人	1人
喫 煙 率	0.0%	3.0%	3.7%	0.0%	5.0%
不 明 数	0人	0人	0人	0人	0人

資料：中札内村母性台帳

喫煙しない者(非喫煙者、過去喫煙者)における受動喫煙の状況

受動喫煙の状況について、令和5年度第3期中札内村健康増進計画等策定のアンケート調査によれば、非喫煙者、過去喫煙者における「受動喫煙がない」が男性58.7%、女性57.7%となっており、平成30年度から増加しています。

表 4 喫煙しない者(非喫煙者、過去喫煙者)における 受動喫煙の状況

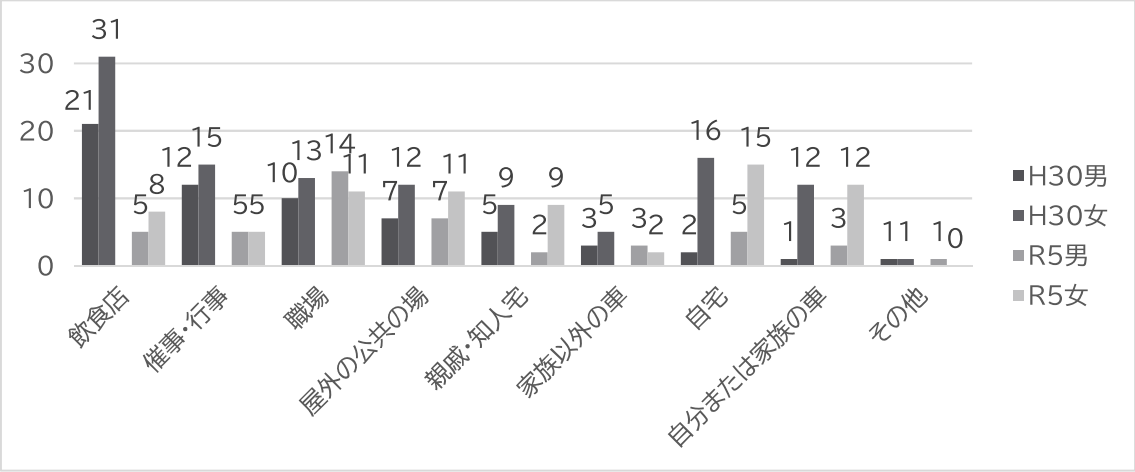
(男性)	15～39 歳		40～64 歳		65～74 歳		計	
	H30	R5	H30	R5	H30	R5	H30	R5
な い	25.0% (4人)	40.0% (6人)	13.3% (2人)	70.8% (17人)	35.7% (5人)	58.3% (14人)	24.4% (11人)	58.7% (37人)
時 々	62.5% (10人)	33.3% (5人)	60.0% (9人)	12.5% (3人)	57.1% (8人)	25.0% (6人)	60.0% (27人)	22.2% (14人)
1～2日/週	0.0% (0人)	6.7% (1人)	6.7% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	4.2% (1人)	2.2% (1人)	3.2% (2人)
3～4日/週	6.3% (1人)	13.3% (2人)	20.0% (3人)	8.3% (2人)	7.1% (1人)	8.3% (2人)	11.1% (5人)	9.5% (6人)
毎 日	6.3% (1人)	6.7% (1人)	0.0% (0人)	8.3% (2人)	0.0% (0人)	4.2% (1人)	2.2% (1人)	6.3% (4人)

(女性)	15～39 歳		40～64 歳		65～74 歳		計	
	H30	R5	H30	R5	H30	R5	H30	R5
な い	16.7% (6人)	54.5% (18人)	29.7% (11人)	58.1% (25人)	50.0% (8人)	60.7% (17人)	28.1% (25人)	57.7% (60人)
時 々	47.2% (17人)	30.3% (10人)	45.9% (17人)	23.3% (10人)	50.0% (8人)	21.4% (6人)	47.2% (42人)	25.0% (26人)
1～2日/週	5.6% (2人)	3.0% (1人)	5.4% (2人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	4.5% (4人)	0.1% (1人)
3～4日/週	13.9% (5人)	9.1% (3人)	0.0% (0人)	4.7% (2人)	0.0% (0人)	3.6% (1人)	5.6% (5人)	5.8% (6人)
毎 日	16.7% (6人)	3.0% (1人)	18.9% (7人)	14.0% (6人)	0.0% (0人)	14.3% (4人)	14.6% (13人)	10.6% (11人)

資料：令和5年度第3期中札内村健康増進計画等策定に係るアンケート調査

受動喫煙が発生する場所に関しては、飲食店においては男女ともに減少していますが、職場や自宅、自分または家族の車においては増加傾向にあります。(図 1)

図 1 喫煙しない人が受動喫煙する場所



資料：令和 5 年度 第 3 期中札内村健康増進計画等策定に係るアンケート調査

受動喫煙防止の取り組みとして、平成 23 年 6 月からは村の公共施設が施設内全面禁煙となりました。

さらに、北海道では令和 2 年 4 月に改正健康増進法の施行に伴い、北海道受動喫煙防止条例が施行され、「北海道のきれいな空気の施設」の登録事業が開始されました。登録数は令和 5 年 9 月現在、村内で 2 か所となっており、今後も継続的な普及啓発が必要です

表 5 村内の公共施設・飲食店等の状況（令和 5 年 9 月現在）

	「北海道のきれいな空気の施設」への登録状況
施設内禁煙	2 か所

資料：北海道ホームページ掲載

(2) 目標

□ たばこと健康についての知識の普及

□ 禁煙支援、受動喫煙防止の推進

指 標	第 2 期計画策定時	現 状	目 標
20 歳以上の喫煙率	男性 26.8% 女性 13.3%	男性 29.5% 女性 7.2%	減少傾向へ
受動喫煙防止対策の普及 「北海道のきれいな空気の施設」登録数	5 か所 ※「おいしい空気の施設」 平成 30 年健康増進法の 改正に伴い廃止	2 か所	増加
妊婦の喫煙率	0%	5.0%	0%

(3) 第 3 期計画における対策・取り組み

項 目	内 容
たばこと健康についての知識の普及	・各保健事業を活用して、たばこに関する知識の普及（母子手帳交付時健康相談、妊婦教室、各種健康教室、健診、がん検診など）
禁煙支援、受動喫煙防止の推進	・特定健康診査等の結果に基づいた禁煙支援・禁煙治療への情報提供 ・妊婦や家族を含めた禁煙支援 ・禁煙外来等の紹介 ・「北海道のきれいな空気の施設」の周知、登録推進